

裏面白紙

別紙

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、
輸出食料品検査所及び輸出農林水産物検査所の
支所及び出張所の設置に關し承認を求めの件
農林省輸出品検査所令一昭和二十四年政令第二十五号一に基き別表に
掲げる位置に輸出食料品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び
出張所を設置する必要を生じたので、これらの設置について地方自治
法第百五十六條第四項の規定による國會の承認を求め。

出張所
横濱市
清水市
名古屋市

別表
一、輸出食料品検査所
支區分所
靜岡市
神戶市
小樽市
横濱市
門司市
二、輸出農林水産物検査所
支區分所
小樽市
神戶市
岡山市

裏面白紙

理由

輸出品取締法（昭和二十三年法律第一百五十三號）に基づいて、
農林畜水産物の検査を実施するため、輸出食料品検査所及び輸
出農林水産物検査所の支所及び出張所を設置する必要があるか
らである。

参照

政令第二十五號昭和二十三年二月二十五日

農林省輸出品検査所令

内閣は、輸出品取締法（昭和二十三年法律第一百五十三號）による農林畜水産物の検査を実施するため、臨時に、行政官廳法（昭和二十二年法律第六十九號）第十二條の規定に基き、この政令を制定する

（設置）

第一條 農林畜水産物であつて輸出品取締法第三條の規定によつて指定されるもの及び同法第四條に掲げるものの検査に關する事務をつかさどらせるため、農林省に輸出品検査所を置く。

2 輸出品検査所は、農林大臣の管理に屬し、商工大臣の監督をも受けるものとする。

（輸出品検査所の名稱、位置、所掌事務及び内部組織）

第二條 輸出品検査所の名稱、位置及び所掌事務は左の通りとする。

裏面白紙

名	稱	位置	所掌事務
輸出食料品検査所		東京都	食料品の検査
輸出農林水産物検査所			食料品以外の農林畜水産物の検査

輸出品検査所の内部組織については、農林省令で定める。

(支所及び出張所)

第三條 農林大臣は、輸出品検査所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に支所又は出張所を置くことができる。

前項の支所又は出張所の位置、名稱及び内部組織については、農林省令で定める。

(職員)

第四條 輸出品検査所に所長を、支所に支所長を、出張所に出張所長を置く。

所長は、二級の農林事務官又は農林技官をもつて、支所長及び出

裏面白紙

張所長は、二級又は三級の農林事務官又は農林技官をもつて充て
る。
第五條 輸出品検査所に置かれる専任の農林事務官及び農林技官の
定員は、左の通りとする。

職員の種類別			
農林事務官	農林技官	計	
四	二七	三一	
六	四九	五五	
一〇	七六	八六	

2 /
この政令は、公布の日から施行する。
この政令は、國家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十號）
の施行の前日まで有効とする。

馬籍法による手数料、手当及び旅費に関する件（大正十一年勅令第十七号）を廃止する政令

内閣は、馬籍法を廃止する法律（昭和二十四年法律第 号）の施行に伴い、この政令を制定する。

馬籍法による手数料、手当及び旅費に関する件（大正十一年勅令第十七号）は、廃止する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

農林大臣 森 幸太郎

内閣総理大臣 吉 田 茂

理由

馬籍法を廃止する法律の施行に伴い、馬籍法による手数料、手
当及び旅費に関する件（大正十一年勅令第十七号）を廃止する必
要があるからである。

裏面白紙